

無窓階取り扱い審査基準

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第10条第1項第5号に規定する無窓階は、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置（床面からの高さ及び空地）及び開口部の構造により決定する。

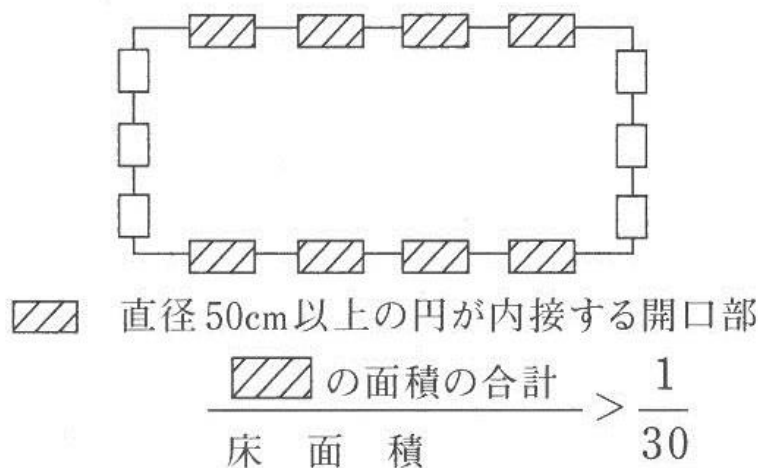
無窓階以外の階の判定は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）第5条の3によるほか、細部については次により取り扱うこと。

1 床面積に対する開口部の割合

省令第5条の3第1項に定める床面積に対する避難上又は消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

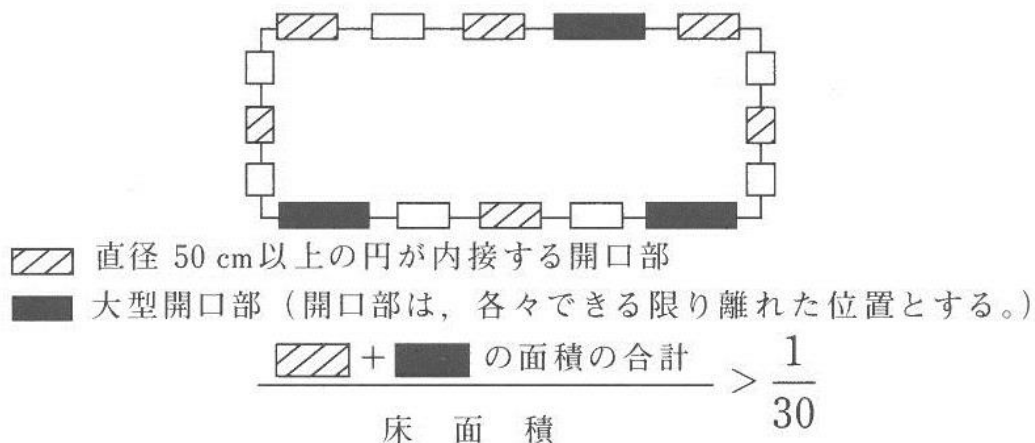
(1) 11階以上の階

直50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超える階であること。



(2) 10階以下の階

前(1)の開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部（以下「大型開口部」という。）が、2以上含まれているものであること。



(3) 複数棟が渡り廊下等で接続され、消防用設備等の設置単位が同一棟となる場合

(例)

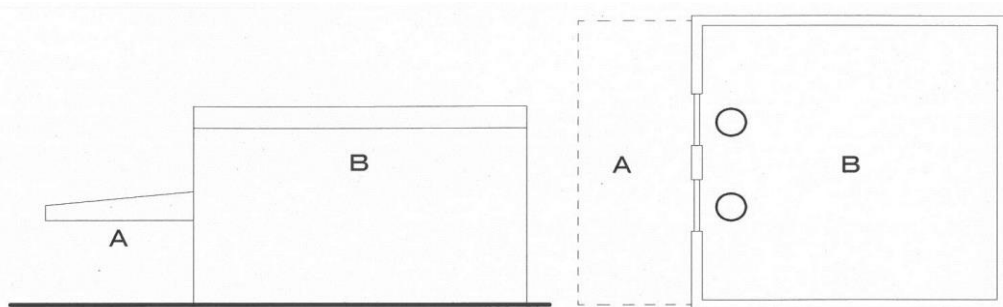
4 F		
3 F		3 F
2 F		2 F
1 F	渡り廊下	1 F

渡り廊下で接続された階は、各棟の階を合算した形で有効開口部算定を行う。また、渡り廊下で接続されていない階は、それぞれの棟ごとに有効開口部算定を行う。この結果、それぞれの棟の階ごとの判定が異なったときは、実態により判定する。

(4) 十分に外気に開放されている場合

十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途に該当する部分については、床面積の算定上は当該部分を算入して行うとされているが、無窓階の判定を行う上ではこれによらない。

(例)

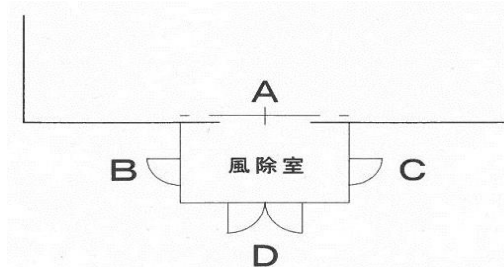


○：有効開口部

ひさし部分の面積Aは、十分外気に開放されているが、自動車車庫としての用途を有すると認められるため、床面積の算定上は算入される。したがって建築物の床面積は倉庫部分の面積Bと合算して(A+B)となるが、無窓階の判定上は、ひさし部分は外部空間として取り扱い、床面積Bの30分の1の開口部の有無により判断する。

(5) 風除室等がある場合

(例) 風除室



Aと(B+C+D)の有効開口面積を比較し、面積の少ない方で有効開口部算定を行う。

上記により、Aが有効開口算定される場合の階床面積は、風除室の面積を除く面積として判定する。

2 開口部の位置

(1) 次のすべてに適合する踏み台を設けた場合は、省令第5条の3第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。

ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。

イ 開口部が設けられている壁面とすき間がなく、床面に固定されていること。

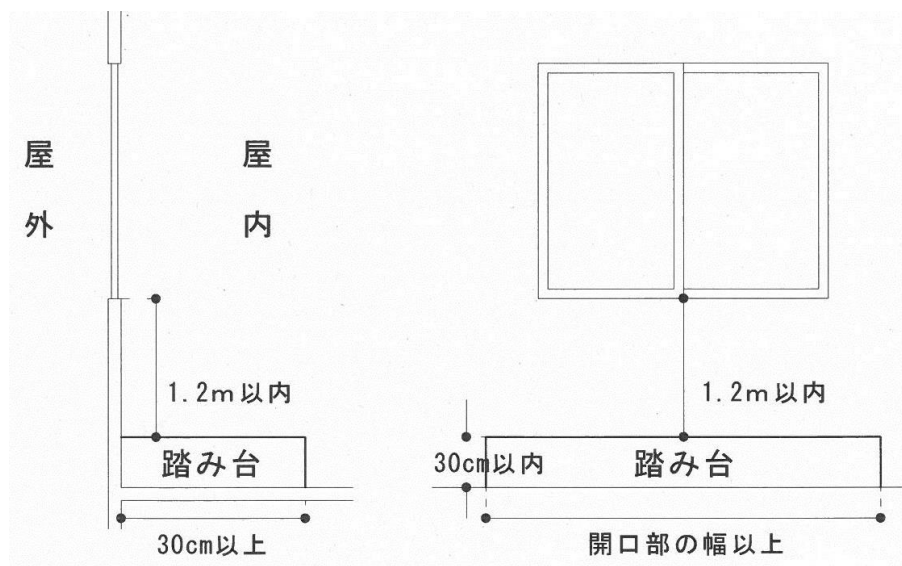
ウ 高さは、おおむね30cm以内、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。

エ 踏み台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。

オ 避難上支障のないように設けられていること。

(参考 「有効な開口部について」 S.50・6・16 消防安65)

(例)



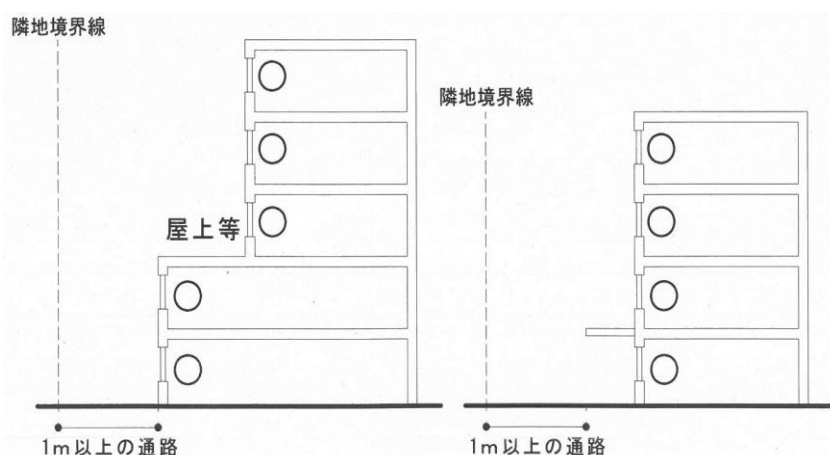
(2) 次に掲げる場所は、省令第5条の3第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

ア 国、地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの。

イ 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に面してある広場、建築物の屋上、庭、バルコニー、屋根、ひさし又は階段状の部分で避難又は消火活動が有効にできるもの。

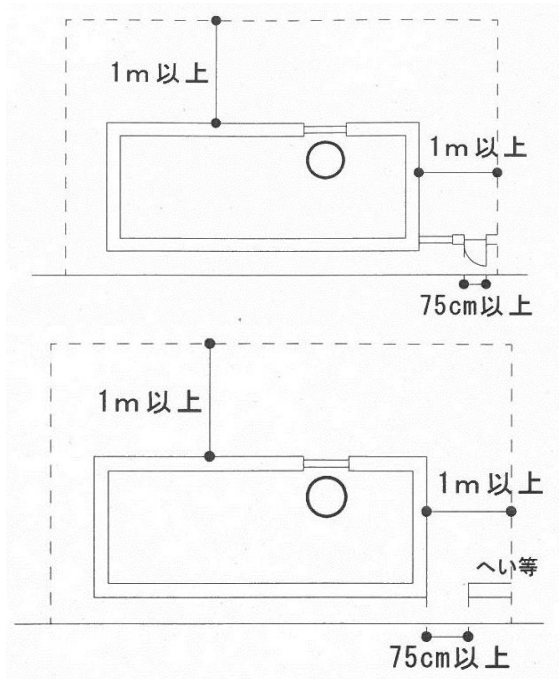
(参考 「開口部が接する通路その他の空地の解釈において」 S.50・6・16 消防安65)

(例)



○：有効開口部

ウ 道に通じる幅員 1 m以上の通路にある扉、駐輪場その他の工作物で、避難又は消火活動に支障がないもの。



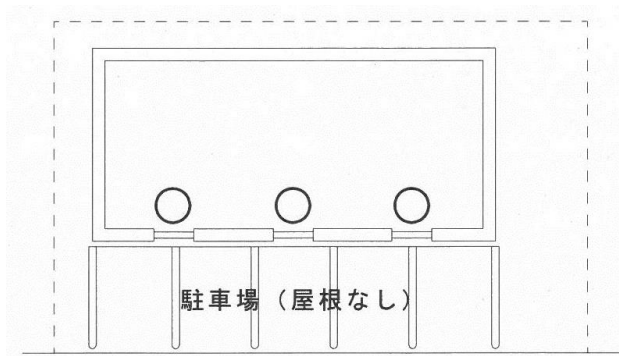
出入口の幅が 75 cm以上、高さが 1.2m以上、かつ、当該出入口が、内外から容易に避難及び進入できる場合は、認めて差し支えない。

○：有効開口部

へい等の部分的な突出と外壁との間
が 75cm 以上あれば、認めて差し支えない。

○：有効開口部

エ 平面駐車場で、避難又は消火活動に支障がないもの。



○：有効開口部

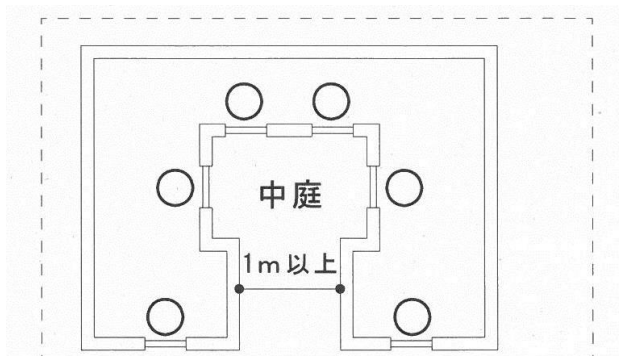
オ 周囲が建物で囲われている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次のすべてに適合すること。

(ア) 中庭から道に通じる通路及び出入口の幅員は、1 m以上であること。

(イ) 中庭に面する部分以外の外壁に大型開口部が 2 以上あること。

(ウ) 中庭に面する部分以外の外壁の有効開口部で必要面積の 2 分の 1 以上を確保できること。

(参考 「消防法施行規則第 5 条の 2 第 2 項の開口部について」 S.5 1・2・1 0 消防安 2 1)



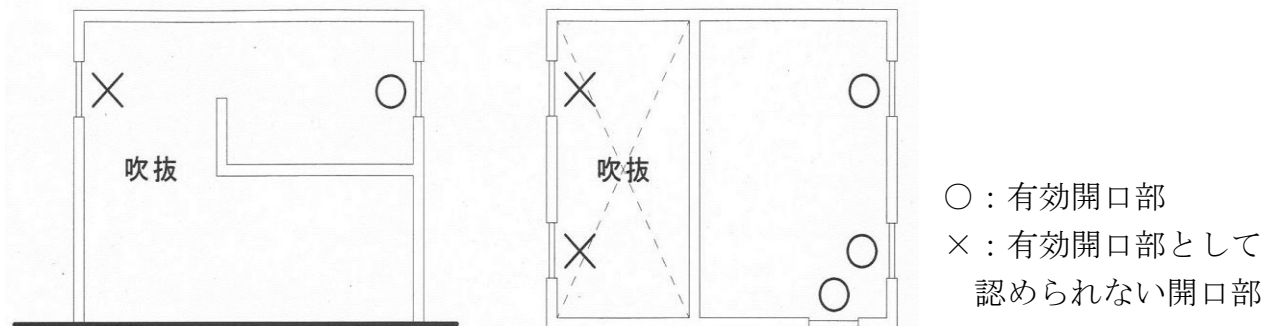
○：有効開口部

(3) 吹抜けのある場合の床面積及び開口部の取り扱いは、次によること。

ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。

イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。

(参考 「吹抜部分がある場合の無窓階の取り扱いについて」 S.50・6・16 消防安65)



(4) 外壁面にバルコニーがある場合の取り扱いは、次によるものとする。

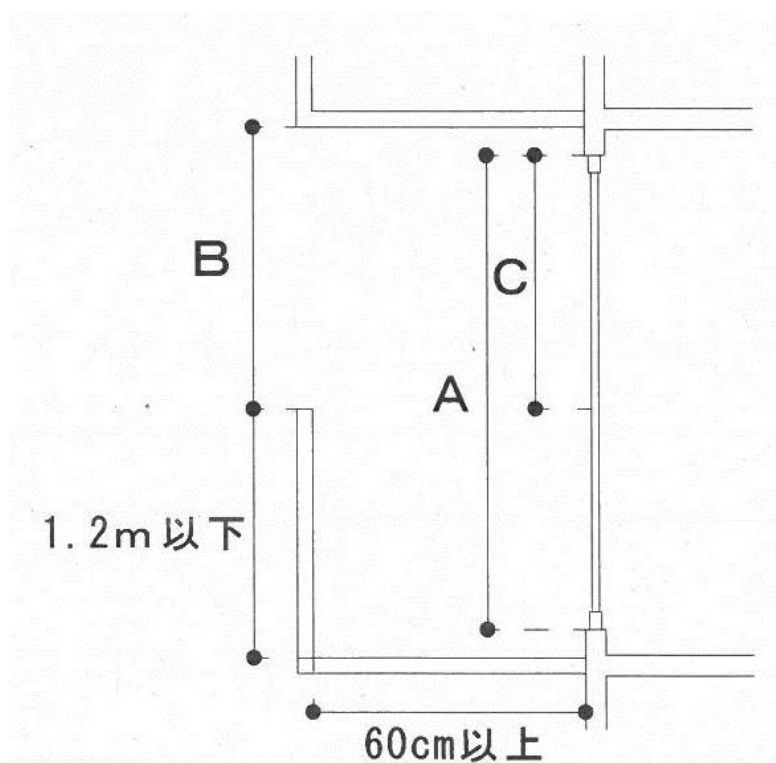
外壁面にバルコニー等がある場合の有効開口部の寸法は、Aの部分とすること。

ただし、Bは1 m以上で、手すりの高さが1.2m以下の場合に限る。

また、バルコニーの幅員が60 cm未満の場合は、Cを有効開口部の寸法とすること。

(参考 「有効な開口部の解釈について」 S.50・6・16 消防安65)

(例)



3 開口部の構造

次に掲げる開口部は、省令第5条の3第2項第3号の「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。

(1) ガラス窓

第1表に掲げるもの。ただし、これら以外のものであっても、外部からの一部破壊等に

より開放できると認められる場合は、実際に開口する部分を有効開口として取り扱うことができる。なお、低放射ガラス（通称 Low-E ガラス）は、当該表の基板と同等なものとして取り扱って差し支えないこと。

また、次のいずれかに掲げる窓用フィルム（内貼り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラスは、第1表の基板ガラスによって、判定することができる。

ア 基材がポリエチレンテレフタレート（PET）製で、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。）以外で、基材の厚みが 100 μ m（0.1 mm）以下のもの。

イ 基材が塩化ビニル製で、多積層以外で、基材の厚みが 400 μ m（0.4 mm）以下のもの。

（2）シャッター等特殊開口部

第2表に掲げるもの。なお、シート素材等の開口部で、屋内又は屋外から特殊な工具等を用いることなく容易に開放することのできる場合は、有効開口部として判定する。

（参考 「無窓階の判定、解釈について」 S.57・5・8消防予102）

（3）ドア

ア ガラス小窓付きドアのガラス小窓を局部破壊し、サムターン錠等を開錠できるもので、次のすべてに適合するものについては、有効開口部として判定する。

（ア）小窓の大きさは、高さ及び幅がそれぞれ 20 cm 以上であること。

（イ）床面から小窓の下端までの高さは 1.2m 以下であること。

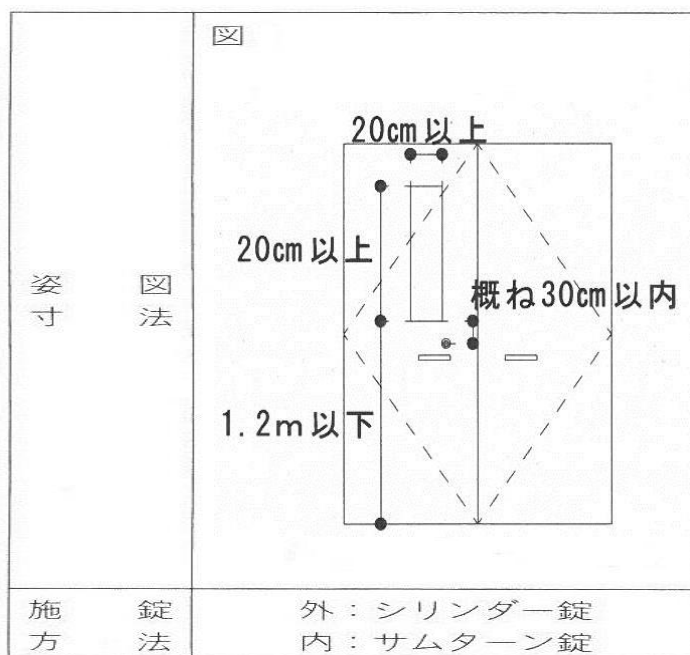
（ウ）サムターン錠等の施錠装置は、小窓の下端から概ね 30 cm 以下であること。

（エ）小窓に用いるガラス等は、第1表に適合すること。

イ 全面フラッシュ戸は有効開口部として認められない。

（参考 「ガラス小窓付き鉄扉の取り扱いについて」 H.14・9・30消防予281）

（例）

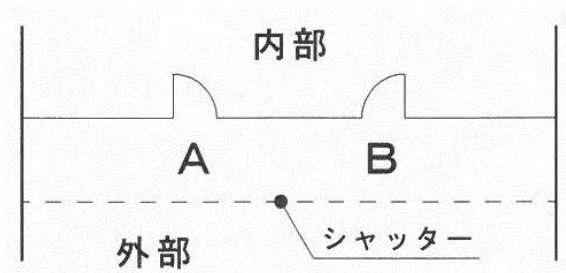


(4) 二重窓等

二重窓（ガラス窓を2組用いて断熱効果又は防音効果を高めた窓をいう。）又はシャッター付開口部、ガラス窓若しくはドアが二重に組み合わされたものの有効開口部の算定については、開口面積の少ない方で行うこと。

ただし、設置の状況から避難上又は消火活動上有効でないと認めるものを除く。

(例)



A、Bで有効開口部算定を行う。

4 開口部の状態

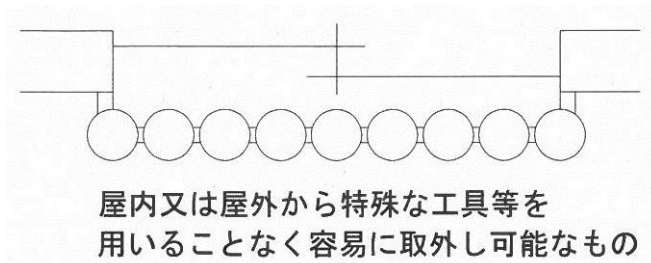
省令第5条の3第2項第4号に規定する「開口のため常時良好な状態」の取り扱いは、次によること。

(1) 次に掲げる状態のものは、常時良好な状態として取り扱うことができる。

ア 格子、ルーバー、開口部に接近して設けられている広告物、看板、日除け、雨除け等を避難及び消火活動上の妨げにならないように設けたもの。

(参考 「無窓階の解釈について」 S.48・10・23消防予140)

(例) 格子が設けられている場合



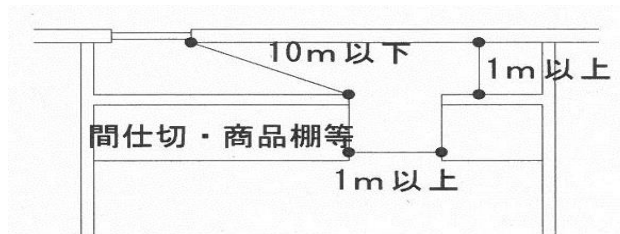
イ 開口部と間仕切壁等の間に通路を設け、間仕切壁等に出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの。

(ア) 通路は通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないこと等、常時通行に支障ないこと。

(イ) 通路及び間仕切壁等の出入口の幅員はおおむね1m以上であること。

(ウ) 間仕切壁等の出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、おおむね10m以下であること。

(参考 「無窓階の取り扱いに関する疑義について」 S.50・6・11消防安62)



(2) 窓部分を合板等で閉鎖したり、開口部の前面に柵（床面からの高さがおおむね 1.5 m以下、幅 2 m以下及び奥行 60 cm以下のキャスター付きの可動可能なもの等を除く。）を設けたりすることにより、開口部を使用不能の状態にする等避難及び消火活動上の妨げとなっているものは、認められないこと。

(3) 営業中は、省令第 5 条の 3 に規定する開口部を有するが、閉店後は、重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人となる防火対象物の当該階については、無窓階以外の階として取り扱うことができるものとする。ただし、政令別表第 1（14）項に掲げる防火対象物は、除くものとする。

（参考 「シャッター付開口部の取り扱いについて」 S.50・6・16 消防安 65）

附則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、令和 3 年 1 月 7 日から施行する。

附則

この基準は、令和 4 年 1 月 31 日から施行する。

第1表

No.	ガラス開口部の種類		開口部の条件		判	定
			引き違い	FIX	足場有	足場無
1	普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス	厚さ 6 mm以下	引き違い		○	○
			FIX		○	○
	熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ 10 mm以下	引き違い		△	△
			FIX		×	×
2	網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ 6.8 mm以下	引き違い		△	△
			FIX		×	×
	厚さ 10 mm以下	引き違い		△	×	
		FIX		×	×	
3	強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ 5 mm以下	引き違い		○	○
			FIX		○	○
4	合わせガラス	(1) フロート板ガラス 6 mm以下+ P V B (ポリビニルブチラール) 30mil (膜厚 0.76 mm) 以下+フロート板ガラス 6 mm以下の合わせガラス	引き違い		△	△
			FIX		×	×
		(2) 網入板ガラス 6.8 mm以下+ P V B 30mil (膜厚 0.76 mm) 以下+フロート板ガラス 5 mm以下の合わせガラス	引き違い		△	×
			FIX		×	×
		(3) フロート板ガラス 3 mm以下+ P V B 60mil (膜厚 1.52 mm) 以下+型板ガラス 4 mm以下の合わせガラス	引き違い		△	×
			FIX		×	×
5	倍強度ガラス	—	引き違い		×	×
			FIX		×	×
6	複層ガラス	構成するガラスごとに本表 (No. 1 は厚さ 6mm 以下、No. 2 は厚さ 6.8 mm以下のものに限る。) により評価し、全体の判断を行う。				

(凡例) ○…開口部全体を有効開口部として算定に加えることのできるもの

△…ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分（引き違い窓の場合概ね2分の1の面積で算定する。）を有効開口部として算定に加えることのできるもの

×…有効開口部として扱えないもの

※備考

- 1 「足場有り」とは、避難階又は、バルコニー等で、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの（強度の弱い屋根等を除く。）
- 2 「引き違い」とは、引き違い窓、片開き戸、開き戸等、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。
- 3 「F I X」とは、はめ殺し窓をいう。
- 4 「P V B」とは、ポリビニルブチラール膜をいう

第2表

種別	平常時の開閉方式	停電時、屋内からの開放措置	有効開口部算定の可否
軽量シャッター	電動式	チェーン等により開放	水圧開放装置を設ければ可 ※1
	手動式	手動開放	可 ※2
重量シャッター	電動式	チェーン等により開放	水圧開放装置を設ければ可 ※1
	手動式	手動開放	水圧開放装置を設ければ可 ※1
軽量オーバースライダーシャッター	電動式	チェーン等により開放	水圧開放装置を設ければ可 ※1
	手動式	手動開放	可 ※2
重量オーバースライダーシャッター	電動式	チェーン等により開放	水圧開放装置を設ければ可 ※1
	手動式	手動開放	水圧開放装置を設ければ可 ※1
ハンガードア	電動式・手動式	手動開放	ハンガードアに潜り戸又は直近に出入口があれば可。

※1 水圧開放装置には、送水圧によりシャッターを巻き上げる方式と送水圧により電動開閉スイッチを作動させ、巻き上げる方式があり、送水圧により電動開閉スイッチを作動させる水圧開放装置は、非常電源付きのみ有効開口部として判定できる。また、避難階以外の階で当該装置を使用する場合、送水口を避難階に設けた場合に限り有効開口部として判定できる。

※2 避難階以外の階に設けた場合は、有効開口部算定不可とする。

ただし、水圧開放装置（※1と同様）又はバルコニー等の有効に消防活動ができるスペース（概ね幅はシャッター幅以上、奥行き1m以上）を設けた場合は、有効開口部算定可とする。

※備考

- 1 重量、軽量の基準として、材質厚が1mmを超える場合は重量とし、同厚1mm以下を軽量として判定する。
- 2 煙感知器の作動と連動して施錠を解錠するシャッター等（非常電源付に限る。）は有効開口部として判定できる。
- 3 防災センター、中央管理室等の常時人がいる場所から遠隔装置により開放できるシャッター等（非常電源付に限る。）は有効開口部として判定できる。
- 4 シャッター等の水圧開放装置の構造は、「シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて」（昭和52年12月19日消防予第251号）によること。なお、消防防災用設備機器性能評定委員会（（一財）日本消防設備安全センターに設置）において

性能評定を受けたものについては、これに適合するものとして取り扱うことができる。

- 5 種別、材質、開閉方式及び停電時の措置等で判断が困難なものについては予防課で協議をして決定する。